

議第 2 2 号

呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市火災予防条例の一部を改正する条例

呉市火災予防条例（昭和 3 7 年呉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(乾燥設備) 第 7 条 略</p>	<p>(乾燥設備) 第 7 条 略</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 1 0 号から第 1 4 号まで及び第 1 7 号から第</u></p>

<p>(<u>サウナ設備</u>)</p>	<p><u>18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)</u>及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(<u>一般サウナ設備</u>)</p>
<p><u>第7条の2</u> <u>サウナ室に設ける放熱設備</u> (以下「<u>サウナ設備</u>」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p><u>第7条の3</u> <u>一般サウナ設備</u> (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>
<p>(住宅における火災の予防の推進)</p>	<p>(住宅における火災の予防の推進)</p>
<p><u>第30条の7</u> 呉市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の<u>推進</u></p>	<p><u>第30条の7</u> 呉市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の<u>促進</u></p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出等)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出等)</p>
<p><u>第50条</u> 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置、構造等を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項に関する計画を消防長又は消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適</p>	<p><u>第50条</u> 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置、構造等を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項に関する計画を消防長又は消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適</p>

<p>合するかどうか審査を受けなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7の2)～(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>合するかどうか審査を受けなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>(6の2)簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。）</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7の2)～(15) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

（提案理由）

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。